

内灘町公告 第4号

下記のとおり、制限付き一般競争入札を行いますので、内灘町財務規則（昭和40年規則第4号）第55条の規定により公告します。

令和8年3月23日

内灘町長 生田 勇人
(公印省略)

1 工事の概要等

| | |
|--|--|
| (1) 工 事 名 | 清湖小学校エレベーター改修工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 内灘町字向陽台地内 |
| (3) 工 期 | 令和8年9月30日まで |
| (4) 工 事 概 要 | エレベーター更新 N=1基 |
| (5) 入 札 方 法 | 電子入札による |
| (6) 入札及び契約の条件 ①入札保証金 ②最低制限価格 ③契約保証金 ④前金払 ⑤中間前金払 ⑥部分払 ⑦契約の締結 | ①免除 ②有 ③要（契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上。） ※ただし、内灘町財務規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。 ④有（内灘町公共工事の前金払取扱要綱による） ⑤有（内灘町公共工事の前金払取扱要綱による） ※ただし、内灘町公共工事の前金払取扱要綱第六条により工事の性質上その他特に必要があると認めるときは、前金払いをしないこと、又は前金払いを減額することがある。 ⑥有 内灘町財務規則第89条第2項の規定による回数 ※ただし、中間前金払と部分払については、契約締結時にどちらかを選択する。 ⑦落札を通知した日から10日以内（土・日・休日を除く） |
| (6) 予 定 価 格 | 38,575,620円（税抜き） |
| (7) そ の 他 | |

2 入札参加資格
単体による参加

3 入札参加資格条件

競争に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 内灘町の令和7・8年度における「**機械器具設置**」の競争入札参加資格を有すること。

- (4) 入札参加資格申請書の提出期限の翌日からこの工事の入札の日までのいずれの日においても石川県内における、国、県及び市町の各機関において指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、または暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、または関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る営業所の所在地が金沢市、かほく市、河北郡のいずれかにあるもの。
- (7) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査において、「機械器具設置」の総合評定値が950点以上であること。
- (9) 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査において、「機械器具設置」の年間平均完成工事高が4千万円以上であること。
- (10) 平成26年4月1日以降に公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社）が発注した建築物の新築、増築、改築又は改修工事（契約額が2億円を超える工事に限る。）を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）
- (11) 本工事に対応できる建設業法の許可業種に係る監理技術者もしくは主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

4 入札参加手続

(1) 設計図書の閲覧期間

令和8年3月23日（月）～ 令和8年4月15日（水）まで

(2) 設計図書の閲覧方法

内灘町ホームページ上より、入札情報システム（PPI）にログインし、入札予定画面より本工事の設計図書をダウンロードしてください。

(3) 申請書等の提出について

原則として、当町の電子入札システムを用いて、下記書類を令和8年3月30日（月）15時00分までに提出してください。

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 添付書類

a：同種・類似工事の施工実績調書（様式第3号）

- ・条件に示した内容が明確に証明できる書類（工事カルテ（CORINS）、設計図書の写し等）を添付してください。

b：配置予定技術者調書（様式第4号）

- ・配置予定技術者に係る資格、免許証の写しを添付してください。
- ・3カ月以上継続して雇用されていることを証する書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付してください。
- ・施工実績が確認できるものを添付してください。（工事カルテ（CORINS）写し等）

c：指名停止措置等の調査について（様式第5号）

d：経営事項審査結果通知書及び総合評定値通知書（写し）

- ・審査基準日が令和7年10月1日直前のもの（ただし、有効期限が満了している場合は直近の経営事項審査結果（写し）も提出してください。）

※ただし、申請書等の容量の合計が3MBを超える場合、(ア)については電子入札システムを用いて提出し、(イ)の書類については郵送又は持参により提出してください。（上記期限必着）

5 入札書の受付期間

入札開始日時 令和8年4月13日（月） 9時00分

入札書提出締切日時 令和8年4月14日（火） 15時00分

6 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
- (2) 工事費内訳書の様式は設計図書の閲覧等における単価等を抜いた内訳書を基準とします。
- (3) 工事費内訳書のファイル名称は「(会社名) 清湖小学校エレベーター改修工事 (内訳書)」としてください。
- (4) 工事費内訳書を提出しない場合は入札に参加できません。

7 開札日時

令和8年4月15日(水) 9時00分

8 設計図書の質問及び回答

設計図書に関して質問がある場合には、電子メールにより提出してください。(mail: gakkoukyoiku@town.uchinada.lg.jp)

- (1) 提出期限 令和8年3月30日(月) 正午
- (2) 回答方法 令和8年4月 6日(月) 正午までに入札情報システムにおいて公開
- (3) 記載方法 メールの件名を「【電子入札：質問】清湖小学校エレベーター改修工事」とし、本文に①工事名、②質問事項、③担当者情報(会社名・所属・役職・氏名・メールアドレス)等を記載し、送付してください。

9 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定

落札のなるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者により電子くじを行い、落札者を決定する。

11 入札に関する無効事項

- (1) 入札参加資格のない者が入札した場合
- (2) 虚偽の入札参加資格の申請を行なった者
- (3) 工事費内訳書を提出しない者
- (4) 最低制限価格が設定されている入札において、工事の請負契約に係る変動型最低制限価格制度実施要綱(令和6年内灘町告示第73号)に基づき設定された最低制限価格未満で入札した者
- (5) 内灘町競争入札心得に違反した者

詳細については、内灘町総務部総務課までお問い合わせください。

TEL (076) 286-6720

入札担当